

厚生委員会議案説明資料

令和元年6月25日

件名	頁
1 第51号議案 足立区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例・	1
2 第52号議案 足立区介護保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	4

(福祉部)

第 5 1 号議案説明資料

令和元年 6 月 2 5 日

件 名	足立区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	福祉部福祉管理課
内 容	<p>1 改正理由 「災害弔慰金の支給等に関する法律」等の一部が改正されたことに伴い、災害援護資金の貸付利率の変更と、償還方法の追加等を行うため、条例の一部を改正する。</p> <p>2 改正の概要 (1) 災害援護資金貸付利率の変更 ア 保証人ありの場合、「3%」を「無利子」に変更する。 イ 保証人なしの場合、「3%」を「1%」に変更する。 (2) 災害援護資金償還方法の追加 「年賦償還」「半年賦償還」に、「月賦償還」を加える。 (3) 上記に伴い、条例第14条及び第15条の条文規定を整備する。</p> <p>3 新旧対照表 別紙のとおり</p> <p>4 施行年月日 公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。</p>
今後の方針	

改正前	改正後
<p>第1条～第13条 省略 (利率)</p>	<p>第1条～第13条 省略 (保証人及び利率)</p>
<p>第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年<u>3</u>パーセントとする。</p>	<p>第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</p> <p>2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年<u>1</u>パーセントとする。</p> <p>3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</p>
<p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。</p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>3 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第<u>12</u>条までの規定によるものとする。</p>	<p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、<u>年賦償還、半年賦償還又は月賦償還</u>とする。</p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>3 償還免除、<u>一時償還</u>、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第<u>11</u>条までの規定によるものとする。</p>
<p>第16条 省略 付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年9月1日から適用する。 (東日本大震災により著しい被害を受けた者に対する特例)</p> <p>2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。)第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」と</p>	<p>第16条 省略 付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年9月1日から適用する。 (東日本大震災により著しい被害を受けた者に対する特例)</p> <p>2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。)第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」と</p>

改正前	改正後
<p>いう。)第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び第14条の適用については、<u>第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、第14条中「年3パーセント」とあるのは「年1.5パーセント(保証人を立てる場合にあっては無利子)」とする。</u></p>	<p>いう。)第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項の適用については、<u>同項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」とする。</u></p>
<p>3 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項及び平成23年特別令第14条第7項の規定によるものとする。</p> <p>付 則 (平成3年12月25日条例第56号) この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成23年7月8日条例第30号) この条例は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。</p> <p>付 則 (平成23年12月22日条例第50号) この条例は、公布の日から施行し、改正後の足立区災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。</p>	<p>3 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項及び平成23年特別令第14条第7項の規定によるものとする。</p> <p>付 則 (平成3年12月25日条例第56号) この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成23年7月8日条例第30号) この条例は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。</p> <p>付 則 (平成23年12月22日条例第50号) この条例は、公布の日から施行し、改正後の足立区災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。</p>
	<p>付 則 (令和元年 月 日条例第 号)</p>
	<p>(施行期日)</p>
	<p>1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の足立区災害弔慰金の支給等に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。</p>
	<p>(経過措置)</p>
	<p>2 新条例第14条及び第15条第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。</p>

第 5 2 号 議案 説明資料

令和元年 6 月 2 5 日

件 名	足立区介護保険条例の一部を改正する条例																
所管部課	福祉部高齢者施策推進室介護保険課																
内 容	<p>1 改正理由 平成31年3月29日付で介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）が消費税率引き上げを反映した内容に改正されたことに伴い、介護保険料額を改正するため、条例の一部を改正する。</p> <p>2 改正内容 低所得者の介護保険料軽減を行うため条例第12条を以下の内容に変更する。</p> <p>(1) 対象者および人数 ア 第一段階（令第39条第1項第1号） 40,952人 イ 第二段階（令第39条第1項第2号） 13,380人 ウ 第三段階（令第39条第1項第3号） 13,219人 ※人数については平成31年4月1日時点</p> <p>(2) 改正により軽減される保険料額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">所得段階</th> <th style="width: 20%;">軽減前保険料額</th> <th style="width: 20%;">軽減後保険料額</th> <th style="width: 45%;">軽減される保険料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第一段階</td> <td style="text-align: center;">35,640円</td> <td style="text-align: center;">29,640円</td> <td style="text-align: center;">6,000円 (月500円相当)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第二段階</td> <td style="text-align: center;">51,360円</td> <td style="text-align: center;">45,480円</td> <td style="text-align: center;">5,880円 (月490円相当)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第三段階</td> <td style="text-align: center;">59,280円</td> <td style="text-align: center;">57,360円</td> <td style="text-align: center;">1,920円 (月160円相当)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 適用年月日 公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。</p>	所得段階	軽減前保険料額	軽減後保険料額	軽減される保険料額	第一段階	35,640円	29,640円	6,000円 (月500円相当)	第二段階	51,360円	45,480円	5,880円 (月490円相当)	第三段階	59,280円	57,360円	1,920円 (月160円相当)
所得段階	軽減前保険料額	軽減後保険料額	軽減される保険料額														
第一段階	35,640円	29,640円	6,000円 (月500円相当)														
第二段階	51,360円	45,480円	5,880円 (月490円相当)														
第三段階	59,280円	57,360円	1,920円 (月160円相当)														
今後の方針	令和元年7月上旬の保険料決定通知書送付時等に区民へ周知を行う。																

改正前	改正後
<p>第1条～第11条 省略 (保険料率)</p> <p>第12条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 3万5,640円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 5万1,360円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 5万9,280円</p> <p>(4)～(14) 省略</p>	<p>第1条～第11条 省略 (保険料率)</p> <p>第12条 平成<u>31</u>年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>2万9,640円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>4万5,480円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>5万7,360円</u></p> <p>(4)～(14) 省略</p>
<p>第13条～第24条 省略</p>	<p>第13条～第24条 省略</p> <p>(付 則 (令和 年 月 日条例第 号))</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の足立区介護保険条例第12条の規定は、平成31年度分からの保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。</u></p>

5